

環境調査まとめ

(令和元年度)

令和元年 10 月

東近江市市民環境部生活環境課

目 次

	ページ
1 公害苦情の概要	
(1) 典型7公害に係る苦情処理	1
(2) 生活環境に係る苦情処理	2
2 環境調査	
(1) 河川水質調査	4
(2) 大気調査	7
(3) 河川底質調査	8
(4) 自動車騒音常時監視調査	9
(5) 光化学スモッグ注意報発令状況	10
(6) 微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起状況	10
3 公害発生源調査	
(1) 工場悪臭検査	11
(2) 公害関係法令等に基づく届出書類の受理・審査状況	11
(3) 工場パトロール	13

1 公害苦情の概要

(1) 典型7公害に係る苦情処理

環境基本法によって、公害とは「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、これらは典型7公害と呼ばれています。

大気苦情は、ほとんどが野焼きによるものでした。野焼きの苦情については、関係法令に基づき適切な指導ができるよう廃棄物対策課や滋賀県東近江環境事務所と連携し、対応しています。

水質苦情は、工場からの汚水（インク）漏れ、工事現場からの濁水、河川の油膜によるものがありました。工場や工事現場からの汚水や濁水は、事故による一過性のものでした。また、油膜は大半が自動車事故によるものでしたが、油の不法投棄や家庭用ボイラーの故障に起因するものもありました。事故等に起因する苦情は事故防止啓発として、市ホームページで注意喚起を行っています。

騒音苦情では、規制のかからない事業場や工事に起因する苦情、住民間での生活騒音（近隣家屋からの高周波音、犬の鳴き声等）の苦情がありました。

振動苦情は、宅地の造成工事によるものでした。

悪臭苦情では、製造業の工程から発生するもの、飲食店、畜産業、し尿や生活排水を原因とする事案等がありました。

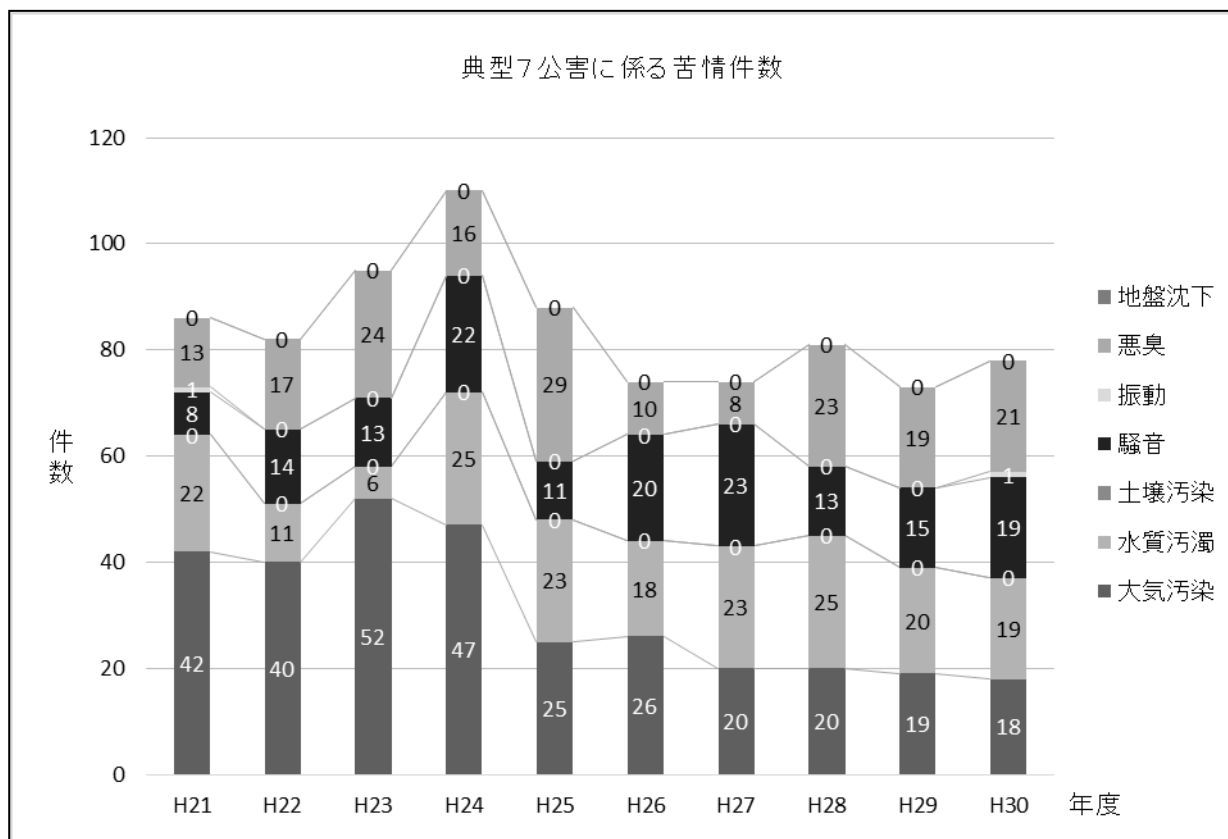
苦情件数の推移を表1. 1及び図1. 1に示します（口頭での対応や軽微なものは件数に含めていません）。複雑な原因の事案が増えており、関係機関との連携強化に努めています。

表1. 1 典型7公害に係る苦情件数

(単位：件)

典型7公害	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	13	17	24	16	29	10	8	23	19	21
振動	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
騒音	8	14	13	22	11	20	23	13	15	19
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水質汚濁	22	11	6	25	23	18	23	25	20	19
大気汚染	42	40	52	47	25	26	20	20	19	18

図1. 1 典型7公害に係る苦情件数の推移



(2) 生活環境に係る苦情処理

典型7公害に分類できない苦情（生活環境に係る苦情）が、平成30年度も当課で受け付ける苦情の約半数を占めており、中でも、空き地の雑草木繁茂に対するものが多くありました。これは、管理者が適正管理できなくなった土地、空き家の敷地及び耕作放棄地において繁茂する雑草木に対する周辺住民からの苦情です。

なお、空き家の雑草木に対しては「空家等対策の推進に関する特別措置法」を所管する住宅課、また、耕作放棄地については営農指導の観点から農業水産課で対応しています。

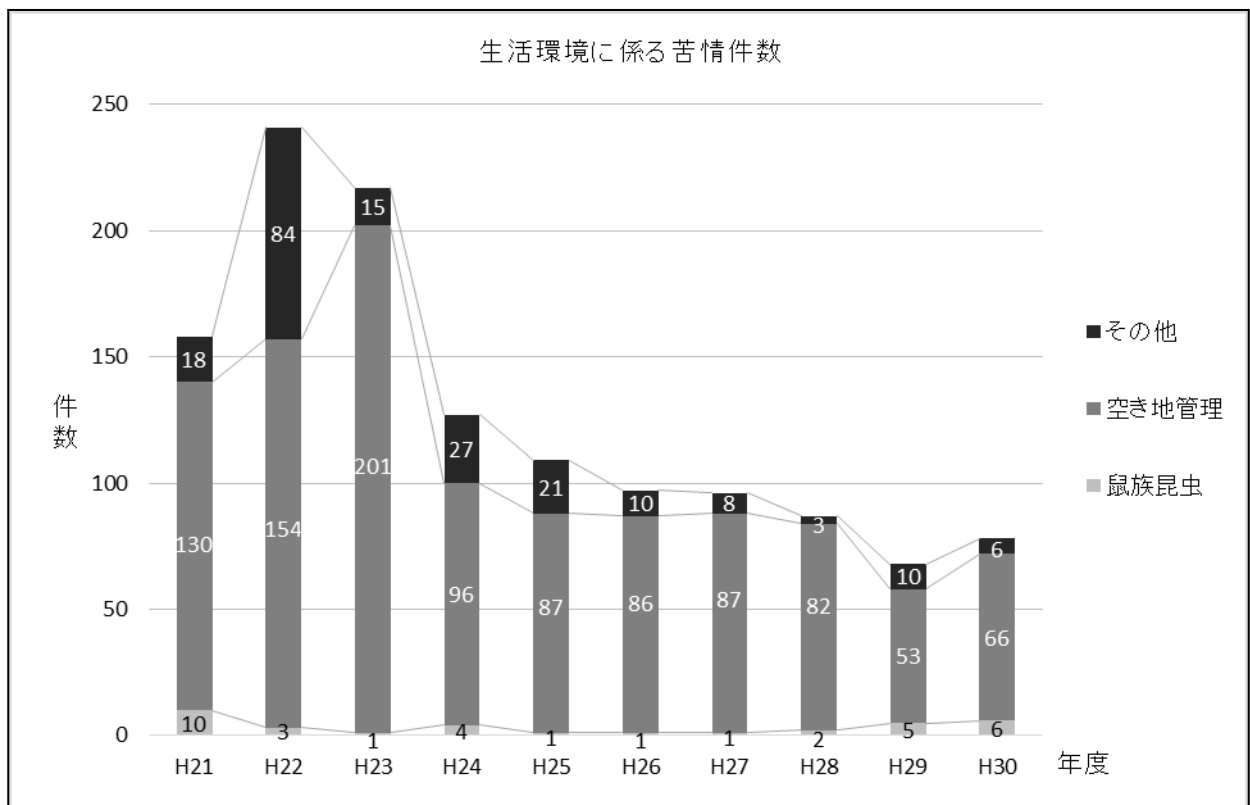
苦情件数の推移を表1. 2及び図1. 2に示します（口頭での対応や軽微なものは件数に含めていません）。複雑な原因の事案が増えており、関係機関との連携強化に努めています。

表 1. 2 生活環境に係る苦情件数

(単位：件)

苦情の種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
鼠族昆虫	10	3	1	4	1	1	1	2	5	6
空き地管理	130	154	201	96	87	86	87	82	53	66
その他	18	84	15	27	21	10	8	3	10	6

図 1. 2 生活環境に係る苦情件数の推移



2 環境調査

環境状況を把握するため、市内の数箇所に測定地点を設置し、調査しています。

調査対象は河川水質（一般項目、健康項目）、大気（アルカリろ紙法、ハイボリウムエアースンプラー法）、河川底質及び自動車騒音です。毎年、東近江市ホームページに河川、大気の調査結果を公表しています。

(1) 河川水質調査

環境基本法により水質汚濁に係る環境基準の水域類型が、愛知川（AA類型）と日野川（A類型）に指定されています。市内の主な河川40地点で、環境基準の一般項目と健康項目を調査しています。

【調査地点】

・環境基準の類型指定あり

類型	地点名（地先）
AA類型	愛知川：上流（杠葉尾町）、中流（永源寺相谷町）、琵琶湖口（栗見新田町）
A類型	日野川：下川原橋（鋳物師町）、名神頭首工（葛巻町）

・環境基準の類型指定なし

八日市地区	筏川：上流（外町若松）、下流（八日市清水二丁目） 木戸川：上流（建部瓦屋寺町） 蛇砂川：下流（野口町） 六ツ木排水：上流（上羽田町六ツ木）、下流（下羽田町）
永源寺地区	蛇砂川：上流（高木町） 和南川：上流（和南町）、下流（山上町）
五個荘地区	大同川：中流（五個荘小幡町）、下流（五個荘中町） 宮荘川（宮荘町） 山本川（五個荘清水鼻町）
蒲生地区	大塚工業団地調整池（蒲生岡本町） 長峰1号貯水池流入河川（宮川町） 佐久良川：横山橋（横山町）、綺田橋（綺田町） 須川：下流（蒲生堂町）
能登川地区	瓜生川：五個荘地区との境界（佐生町）、樋門（伊庭町） 大同川：日電ガラス下流（川南町）、大同大橋（乙女浜町）、琵琶湖口（栗見新田町） 山路川：JR線路上流（猪子町）、旧有線本部前（林町） 須田川：篠田橋（伊庭町） 躰光寺川：下流（躰光寺町） 黙々川：墓地横（川南町）
湖東地区	南川：下流（小八木町） 五の谷川：湫川合流点（勝堂町） 安壺川（北清水町） 豊椋川（北清水町）
愛東地区	経田川：棚上川合流点（曾根町） 豊国川（下中野町） 南側川：五の谷川合流点（百済寺本町）

【調査項目と調査回数】

	調査項目	調査回数
生活環境の保全に関する項目 (一般項目) 8項目	水素イオン濃度 (pH) 溶存酸素量 (DO) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質 (SS) 大腸菌群数 全窒素 (T-N) 全りん (T-P)	月1回
人の健康の保護に関する項目 (健康項目) 27項目	カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム ヒ素 総水銀 アルキル水銀 PCB ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素 ほう素 1, 4-ジオキサン	年1回
その他	陰イオン界面活性剤 透視度	3箇月に1回 月1回

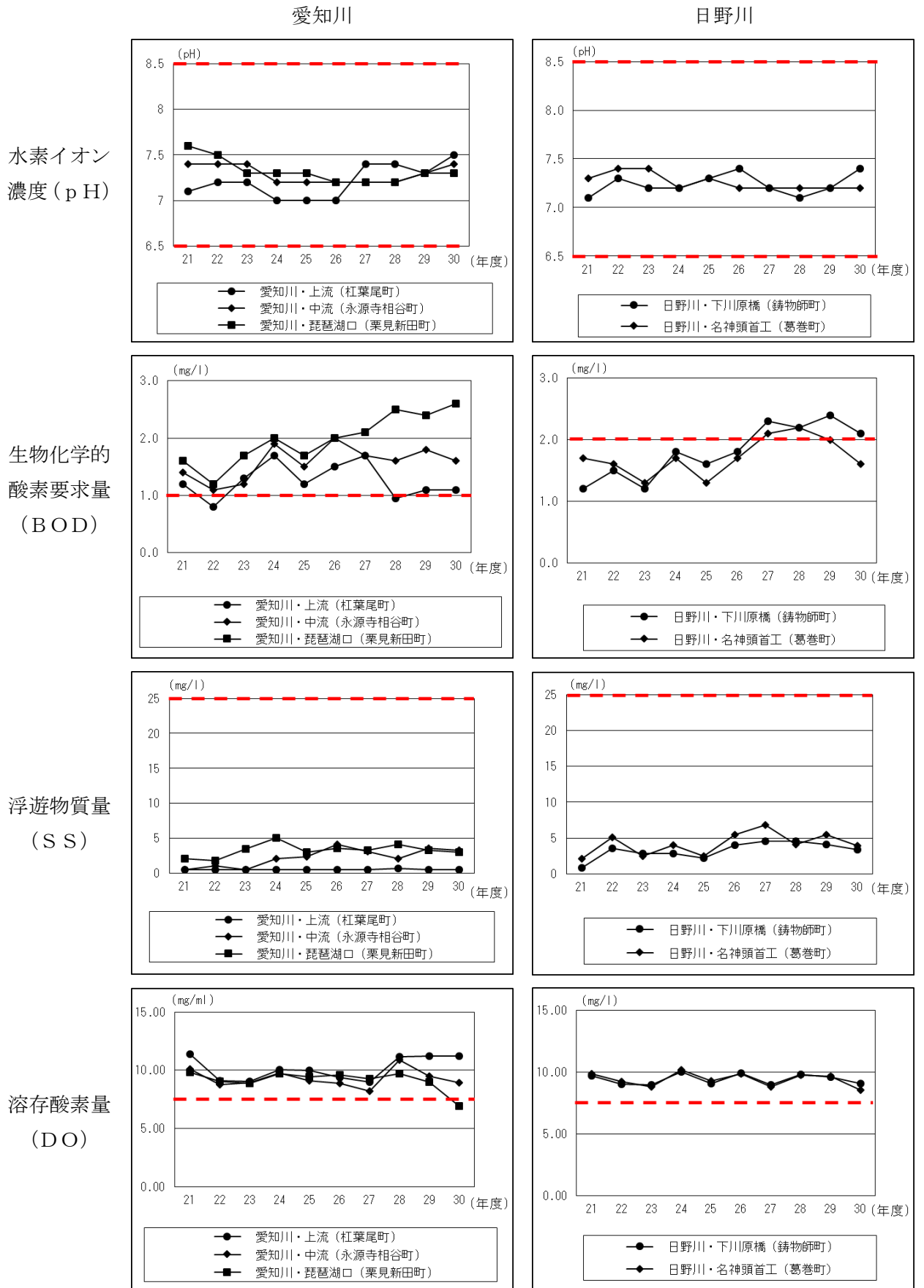
【調査結果】

平成30年度結果は前年度から大きな変化はなく、平成18年度以降概ね横ばい傾向にあります。健康項目の調査では、全ての地点で環境基準を下回っていることを確認しており、特に問題のある状況ではありません。生活環境の保全に関する環境基準を表2.1に、水域類型が指定されている2河川の測定値の年間中央値の推移を図2.1に示します。AA類型の愛知川では3地点でBOD、2地点で大腸菌群数が基準を超え、1地点でDOが基準を下回りました。A類型の日野川では1地点でBOD、2地点で大腸菌群数が基準を超えていました。

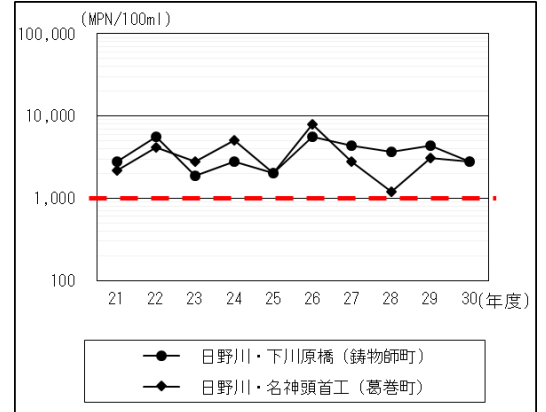
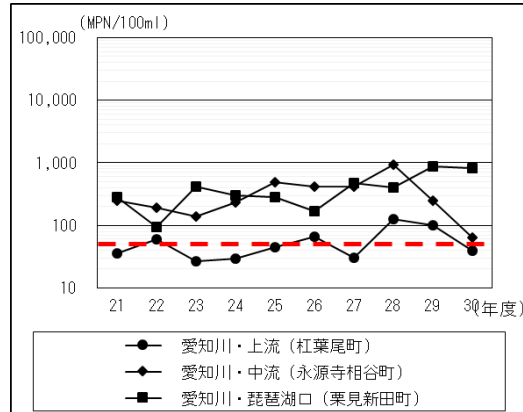
表2.1 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

		AA類型	A類型
基準値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下
	浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	
	大腸菌群数	50MPN/100mL以下	1,000MPN/100mL以下

図2. 1 愛知川及び日野川の測定値の年間中央値の推移



大腸菌群数



(2) 大気調査

市内の17地点でアルカリろ紙法、4地点でハイボリウムエアースンプラー法により、大気を調査しています。

【調査方法と調査地点】

調査方法	調査地点名 (地先)
アルカリろ紙法	市辺コミュニティセンター (市辺町) 旧聖徳保育園 (東今崎町) 建部幼稚園 (建部日吉町) 玉園中学校 (妙法寺町) 御園小学校 (五智町) 平田コミュニティセンター (下羽田町) 八日市幼稚園 (八日市町) 愛東支所 (妹町) 永源寺支所 (山上町) 蒲生支所 (市子川原町) 川南公民館 (川南町) 五個荘支所駐車場 (五個荘竜田町) 五個荘あさひ幼稚園 (五個荘山本町) 湖東中学校 (池庄町) 能登川第二幼稚園 (乙女浜町) ぷらざ三方よし (五個荘塚本町) そらの鳥こども園 (種町)
ハイボリウムエアースンプラー法	東近江市役所 (八日市緑町) 御園小学校 (五智町) 道の駅あいとうマーガレットステーション (妹町) 八日市公設地方卸売市場 (市辺町)

【調査項目と調査回数】

調査方法	調査項目	回数
アルカリろ紙法	窒素酸化物 (NO ₂) 硫黄酸化物 (SO ₃)	2箇月に1回
ハイボリウムエアースンプラー法	浮遊粒子状物質 カドミウム 鉛 硫酸イオン	

【調査結果】

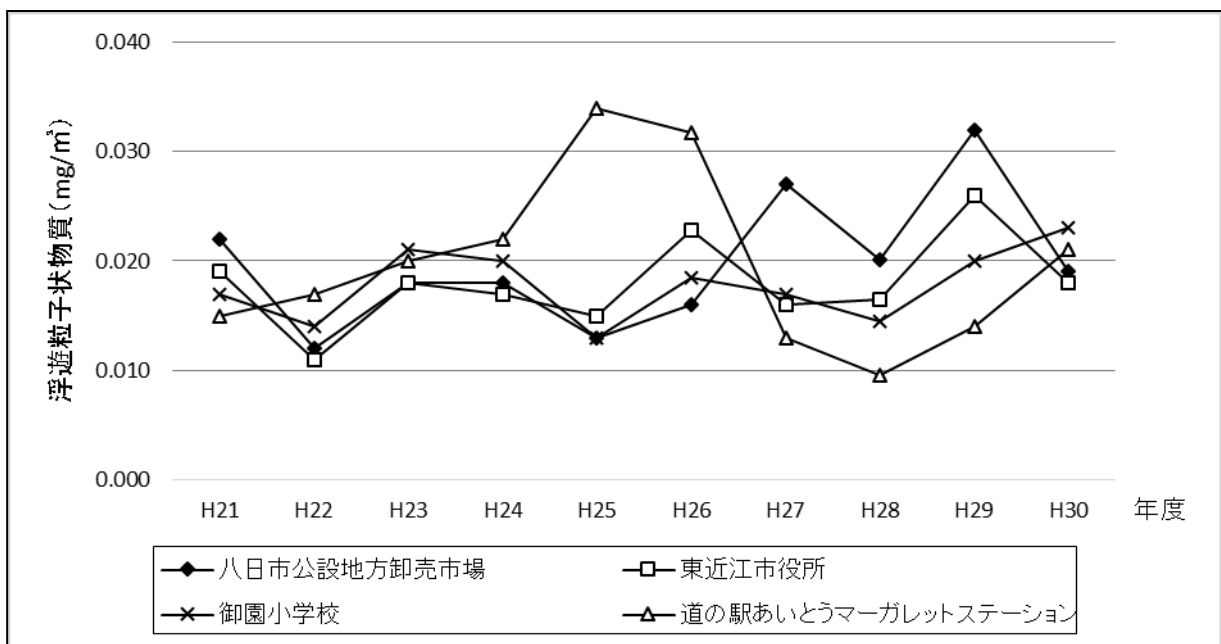
平成30年度結果は前年度から大きな変化はなく、平成19年度以降概ね横ばい傾向にあります。いずれも低い濃度で推移しており、特に問題のある状況ではありません。

浮遊粒子状物質の環境基準を表2.2に、測定値の年間中央値の推移を図2.2に示します。なお、環境基準の1時間値を測定するには特殊な装置が必要なため、市では24時間値を測定しています。具体的には、装置を24時間連続稼働させてろ過捕集した粒子状物質の重量を吸引空気量で除して算出しています。

表2.2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
浮遊粒子状物質	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること

図2.2 浮遊粒子状物質の測定値の年間中央値の推移



(3) 河川底質調査

能登川地区の11地点で、河川の底質を採取し、調査しています。

底質の環境基準はダイオキシン類を除き特に基準値は定められていませんが、底質は河川水から長年かけて蓄積されたものであり、その河川の汚濁状況を反映した分析結果が得られるため調査を行っています。

【調査地点と調査項目】

調査地点名 (地先)	調査項目
瓜生川：五個荘地区との境界 (佐生町)、樋門 (伊庭町)	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその化合物 ・水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ・鉛及びその化合物
愛知川：琵琶湖口 (栗見新田町)	
須田川：篠田橋 (伊庭町)	
躰光寺川：下流 (躰光寺町)	

大同川：日電ガラス下流（川南町）、大同大橋（乙女浜町）、 大同川・琵琶湖口（栗見新田町） 黙々川：墓地横（川南町） 山路川：JR線路（林町）、旧有線本部前（林町）	・ヒ素及びその化合物 ・クロム（六価クロムを含む）及びその化合物
--	-------------------------------------

【調査回数】

年1回

【調査結果】

平成30年度の結果は平成29年度と同程度でした。

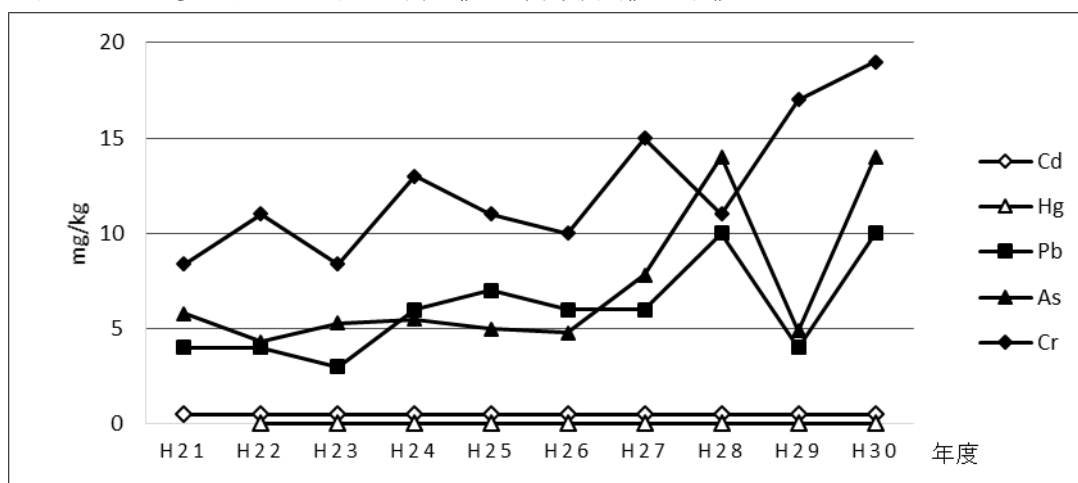
いずれも低い濃度で推移しており、特に問題のある状況ではありません。

河川の下流域に位置し、AA類型に指定されている愛知川琵琶湖口の地点で土壤汚染対策法基準を参考値とし、評価を行いました。土壤汚染対策法基準を表2.3に、測定値の年間平均値の推移を図2.3に示します。なお、土壤汚染対策法基準では六価クロムの基準が定められていますが、河川底質調査では六価クロムを含むクロムの総量を測定しています。

表2.3 土壤汚染対策法施行規則に基づく基準

物質	土壤含有量基準 mg/kg
カドミウム及びその化合物 (Cd)	150 以下
水銀及びその化合物 (Hg)	15 以下
鉛及びその化合物 (Pb)	150 以下
ヒ素及びその化合物 (As)	150 以下
六価クロム化合物 (Cr ₆₊)	250 以下

図2.3 愛知川琵琶湖口の測定値の年間中央値の推移



(4) 自動車騒音常時監視調査

騒音規制法第18条の規定に基づき、市内の主要道路における自動車騒音の実態を把握するため、

調査を行っています。平成30年度は、名神高速道路ほか2路線で調査しました。平成26年度からの評価路線も含め、評価区間内にある住居の98.6%で環境基準を達成していました。調査結果は環境省へ報告し、国立研究開発法人国立環境研究所のホームページの環境GISで公表されています。

(5) 光化学スモッグ注意報等発令状況

例年5月1日から9月30日までの間、「滋賀県光化学スモッグ緊急時対策」に基づいて、市内全域で特別監視体制をとっています。期間中、光化学オキシダント濃度が上がり、光化学スモッグ注意報等が発令された場合、市では関係機関、市ホームページ、東近江スマイルネットを通じて、市民へ周知します。さらに、滋賀県による携帯電話のメール機能等を活用した情報配信サービス「しらせる滋賀情報サービス」（通称「しらしがメール」）の登録を推奨しています。測定は、滋賀県の自動測定局（東近江局：春日町）で行われています。

これまでの光化学スモッグ注意報の発令件数を表2.5に示します。

表2.5 光化学スモッグ注意報発令件数（令和元年9月20日現在）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
発令日数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起状況

滋賀県内9ヶ所の一般環境大気測定局（一般局）で測定したPM2.5濃度が一定値以上になった場合、滋賀県がPM2.5の注意喚起を発令します。PM2.5の注意喚起時、市では関係機関、市ホームページ、東近江スマイルネットを通じて、市民へ周知します。光化学スモッグ注意報対策と同様に、「しらしがメール」の登録を推奨しています。これまで注意喚起の発令はありません。

3 公害発生源調査

事業場からの環境事故や公害発生を未然に防止するため、工場悪臭の検査及び各種法令に基づく届出指導及び立入調査を実施しました。

また、東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例に基づき、市と公害防止協定を締結していない事業場に対して、協定の締結に向け働きかけています。

(1) 工場悪臭検査

市内の事業場において、特定悪臭物質の濃度を検査し、結果を事業者へ通知しています。

【検査項目】

特定悪臭物質の22物質のうち10物質

【検査地点】

3事業場（計8地点）

【検査結果】

平成30年度の結果では、1事業場で規制基準値を超過しました。改善指導について関係機関と連携して対応しています。

(2) 公害関係法令等に基づく届出書類の受理・審査状況

公害関係法令等に基づく届出書類について、工場パトロールや市ホームページで事業者に周知し、未届事業者を指導しています。届出の受理状況を表3.1に示します。

【対象法令等】

騒音規制法

振動規制法

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織法）

東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例（公害防止条例）

表 3. 1 届出の受理状況

対象法令等	届出種別	受理件数									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
騒音規制法	特定施設設置、 変更、全廃止等	31	30	50	27	20	26	33	31	26	37
	氏名等変更、 承継	13	11	10	12	18	21	23	20	24	17
	特定建設作業	21	21	25	13	23	19	25	21	31	32
振動規制法	特定施設設置、 変更、全廃止等	25	27	39	29	21	33	36	29	27	41
	氏名等変更、 承継	12	11	10	12	19	20	22	19	24	17
	特定建設作業	18	19	11	13	17	11	18	17	21	14
公害防止組 織法	選任、解任、 承継	6	4	3	2	0	4	9	7	0	3
公害防止条 例	特定施設設置、 変更、廃止等	21	19	28	13	19	41	73	63	76	73
	氏名等変更、 承継	13	9	8	8	11	9	10	11	18	13
計		160	151	184	129	148	184	249	218	247	247

(3) 工場パトロール

公害関係法令等に基づく届出義務のある施設を設置している事業場を対象に、環境事故や公害発生の未然防止、届出内容の確認及び規制基準の遵守状況確認のため、滋賀県東近江環境事務所と合同で立入調査を行っています。未届施設の届出指導、施設の維持管理状態の確認及び改善指導並びに環境管理体制の助言をしています。騒音、振動及び悪臭は市で所管し、水質汚濁、大気汚染及び土壌汚染等は県の所管となります。平成30年度は17事業場で工場パトロールを実施したほか、臨時の立入調査も実施しています。